

# のみ応援特典券(第8弾)取扱店募集要項

## 1 趣旨

物価高騰により増加する家計負担の軽減と市内消費を喚起する取り組みの第8弾として「のみ応援特典券」事業を実施します。

## 2 事業概要

- (1) 発行元 能美市  
(2) 名称 のみ応援特典券（以下、「特典券」という。）  
(3) 特典券の内容 会計額（税込）2,000円につき1,000円を値引き  
(4) 特典券の内訳 5枚（全店舗利用券3枚、市内本店店舗利用券2枚）

種類	枚数
取扱店全店で利用できる特典券	3枚
市内に本社のある法人・個人事業主 又は 誘致企業限定で利用できる特典券	2枚

- (5) 特典券配布方法 能美市に住民登録がある市民個人宛に郵送  
(6) 特典券利用期間 令和8年3月11日（水）～令和8年5月31日（日）

## 3 特典券の取扱いについて

### （1）特典券利用の流れ

- ① 特典券の氏名・連絡先が記載されているか確認。
- ② 会計額（税込）2,000円につき1枚を受け取り、1枚につき1,000円を値引き。
- ③ 使用済み特典券にレシート又は領収書の写しを添付して精算。

### （2）注意事項

- ① 特典券は、物品の販売又は役務の提供等の取引において利用可能。
- ② 取扱店からの実績報告及び請求により次の2点を市が取扱店へ支払う。
  - ・特典券1枚につき1,000円（値引き分）
  - ・特典券1枚につき20円（取扱手数料）

（注意）会計額が3,600円の場合、利用できる特典券は1枚。  
誤って2枚受け取った場合、市の支払いは1枚分1,020円のみ。
- ③ 特典券の現金換金は不可。
- ④ 利用期間を過ぎた特典券は無効。（該当する特典券に対する請求は補助対象外）
- ⑤ 特典券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責任を負わない。

### (3) 利用対象とならないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払（税金、公共料金等）  
※能美市の指定ごみ袋（青・水色・緑色）の購入には使えません。
- ② 商品券、ビール券、印紙やプリペイドカード等の換金性の高いもの及びタバコ  
(電子タバコを含む) の購入
- ③ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場等の不動産にかかる支払い
- ④ 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- ⑤ 医療機関等における診察料等（処方箋による薬剤代を含む）
- ⑥ 株式、先物、宝くじ等の金融商品
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)  
第 2 条に規定する営業への支払い
- ⑧ 特定の宗教、政治団体、反社会的勢力と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、本要項に定めのないものについては発行元に確認し、指示に従うこと。

## 4 取扱店の条件について

次の(1)～(5)に該当する事業者を除く市内にある全施設・全店舗。（業種指定なし）  
ただし、市内に本店のない施設・店舗は能美市商工会会員であることが条件。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教、政治団体、反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 前記 **3 特典券の取扱いについて** (3)「利用対象とならないもの」に記載の取引先又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (5) のみ応援特典券取扱店登録申込書及び添付書類で、上記に掲げる特典券を利用できる施設・店舗に該当することが確認できない事業者

## 5 取扱店の責務について

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、市が提供する店頭表示物（後日、発送予定）を市民が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 取扱店は、特典券を持参した市民に対し、特典券の利用期間内に限り、会計額（税込）2,000 円につき特典券を 1 枚受け取り、1,000 円の値引きと物品の販売又は役務の提供を行ってください。

- (3) 特典券を受け取るときは、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された特典券でないかどうか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに能美市産業交流部商工課まで報告してください。
- (4) 取扱店自らの事業上の取引（仕入れ等の支払）に使用しないでください。
- (5) 受け取った特典券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については、取扱店の負担といたします。
- (6) 特典券に関して、返品など取扱店との取引に関する苦情等が生じたときは、取扱店が責任を持ち対応してください。

## 6 特典券による割引額及び取扱手数料の請求

### (1) 請求方法

取扱店は(2)に定める請求期間内に(3)で指定する提出場所へ原則持参。（郵送不可）

- ①実績報告書
- ②請求書
- ③使用済み特典券（レシート等を貼付したもの）
- ④振込先口座情報がわかる通帳等の写し（初回請求時のみ）
- ⑤押印廃止に伴う本人確認書類（初回請求時のみ）  
(個人事業主は運転免許証等、法人の場合は現在事項全部証明書等)

### (2) 請求期間

令和8年3月16日（月）から令和8年6月26日（金）

特典券取りまとめ団体の営業日のみ。

請求期間を過ぎた請求には一切応じません。

### (3) 提出場所（特典券取りまとめ団体）

**のみ商業協同組合**（旧8号線から根上方面の取扱店）

能美市寺井町ヨ47番地 寺井地区公民館1階

平日 9:00~12:00、13:00~15:00（土・日・祝休み）

☎0761-58-6330

**石川県陶磁器商工業協同組合**（旧8号線から辰口方面の取扱店）

能美市泉台町南13番地 石川県九谷会館

平日 9:00~12:00、13:00~16:00（土・日・祝休み）

☎0761-58-6656

### (4) 入金スケジュール

請求書等受領後、内容確認のうえ、市から指定口座に振り込み。

振込時期は、実績報告書等受領後1か月程度を予定。

### (5) 留意事項

取扱手数料は課税対象。

1/16(金)までの申込は  
取扱店名 PR の機会が  
増えてお得です！

## 7 取扱店登録の申込みについて

### (1) 申込方法

募集要項の内容に同意のうえ、電子申請で申請してください。電子申請が難しい場合は「能美市市内施設・店舗応援事業取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、能美市産業交流部商工課へ郵送、FAX又は持参で提出してください。

電子申請用 2次元コード



### (2) 申込期間

令和7年12月19日(金)～令和8年5月8日(金)

① 1月16日(金)までに取扱店登録が完了した施設・店舗名

→市ホームページで紹介するほか、3月上旬頃に配布する「のみ応援特典券」付きのDMに掲載。

② 1月17日(土)以降に取扱店登録が完了した施設・店舗名

→市ホームページに掲載。

③ 市内に複数事業所をお持ちの場合は、施設・店舗ごとに申し込みが必要。

④ 取扱店登録を承認した事業者には、特典券利用開始日までに取扱店登録承認通知書と取扱店の店頭表示物、今後の手続きに必要な様式等を郵送。

## 8 その他

この募集要項に違反する行為が認められた場合、請求の拒否や取扱店としての登録を取り消す場合があります。

## 9 問合せ先

能美市産業交流部商工課 〒923-1198 能美市寺井町た 35 番地

☎0761-58-2254 FAX0761-58-2266 電子メール shoukou@city.nomi.lg.jp